

○豊中市文化芸術振興助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で行われる文化芸術活動を振興するため、文化芸術振興助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、次の各号に係る事業を行う団体又は個人に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を助成することができる。

- (1) 子どもが文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業
- (2) 文化芸術の新たな魅力や価値の発見をめざす事業

2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。

3 本助成金は、一般助成金とクラウドファンディング助成金の2種類とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 複数の者によって組織された団体であること。
- (2) 行政が事務局に参加していない団体であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体ではないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

2 この要綱による助成金の対象となる個人は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある個人ではないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある個人ではないこと。

(助成の対象となる事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市が実施する他の制度による助成を受けている、又は受ける予定の事業を除く。

- (1) 文化芸術基本法（平成29年法律第73号）第8条から第12条までに規定する文化芸術分野の推進に資するものであること。
- (2) 助成対象団体又は個人が本市内において自ら実施する事業であること。

- (3) 営利を目的としないこと。
 - (4) 関係法令に適合すること。
 - (5) 助成金の交付の決定を受けた日から、助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に実施する事業であること。
 - (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業であること。
 - (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
 - (8) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
- 2 同一の事業に対する助成金の交付は一般助成金、クラウドファンディング助成金それぞれにつき3回を限度とする。
 - 3 クラウドファンディング助成金の場合は、助成対象経費が100万円以上であって、目標金額に達しない場合においても第9条各号に定める申込内容を実施する事業とする。

（一般助成金の額）

- 第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1、または助成対象経費から当該事業等にかかる収入の見込み額を差し引いた額のいずれか、低い方とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 前2項の規定により算出した助成金の額が、100万円を超える場合は、前2項の規定にかかわらず助成金の額は100万円とする。
 - 4 助成金の額を決定するにあたり、第10条第1項の意見を踏まえ、前3項の規定に基づき算出した額から減額する場合がある。

（クラウドファンディング助成金の額）

- 第6条 助成金の額は、団体が設定した申込額を上限とし、本クラウドファンディングで集まった金額によって、決定する。なお、助成対象経費から当該事業等に係る収入額の見込み額を差し引いた額を上限とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 申込額は、第10条第1項の意見を踏まえ、減額する場合がある。
 - 4 本クラウドファンディングにかかる経費は、本クラウドファンディングで集まった寄附金を原資とする。
 - 5 助成対象経費の実績額が第11条第3項に基づき決定された交付決定額を下回った場合及び第12条第1項及び第2項に基づく申込みの取下げがなされた場合、助成しなかった寄附金については市の文化芸術振興基金に積み立てることとする。

（助成対象経費）

- 第7条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第4条に規定する助成の対象となる事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りでない。

(公募)

第8条 公募は、公募開始前に発行される市の広報誌及びホームページへの掲載並びに公共施設等におけるちらしの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、複数回行うことができる。

(助成金の交付申込)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）又は個人は、所定の申込期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて、豊中市文化芸術振興助成金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 豊中市文化芸術振興助成金交付申込事業計画書（様式第2号）
- (2) 豊中市文化芸術振興助成金交付申込事業予算書（様式第3号）
- (3) 活動歴
- (4) 申込団体の役員名簿（団体のみ）
- (5) 申込団体の定款、会則その他これらに類するもの（団体のみ）
- (6) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申込みは、1回の公募につき1事業とする。ただし、同一団体であっても、異なる事業に限り、一般助成金とクラウドファンディング助成金の両方の申込みをできることとする。

3 申込団体又は個人が、過去に第16条第1項第4号に基づく決定の取消し等を受けている場合、市長は、申込みを棄却することができる。

(審査)

第10条 市長は、助成金の交付の可否を決定するときは、豊中市文化芸術振興審議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき設置された豊中市文化芸術振興助成金審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、緊急、その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 審査部会では、次に掲げる第一次審査及び第二次審査を行う。

- (1) 第一次審査 交付申込書及び添付書類により行う審査。
- (2) 第二次審査 第一次審査を通過した交付申込事業について、申込団体又は個人が公開の場で行う同事業についての説明（以下「公開プレゼンテーション」という。）により行う審査。ただし、市長が公開プレゼンテーションを行うことが困難と認めるときは、その他の方法によることができる。

3 審査部会は、第1項の意見を市長に述べる前に、第一次審査及び第二次審査において、4項目（公益性・地域への効果性・実現可能性・発展性）に基づき、審査するものとする。また、第一次、第二次の各審査において、採点結果が得点率50%未満の場合は順位に関わらず不交付とする。

4 審査部会の委員は、公開プレゼンテーションに出席し、申込団体又は個人に対し質疑を行うものとする。

- 5 第2項の規定による審査（公開プレゼンテーションは除く）は非公開で行うものとする。
- 6 審査部会の委員のうち、申込団体の役員又は監事を兼ねる者は、当該申込団体の交付申込事業の審査において、意見を述べることができない。

（決定等の通知）

- 第11条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市文化芸術振興助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。
- 2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、豊中市文化芸術振興助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。
 - 3 市長は、クラウドファンディングの期間が終了し、クラウドファンディング助成金における交付額が決定したときは、その額を豊中市文化芸術振興助成金交付額決定通知書（様式第6号）により、当該申込団体に通知するものとする。

（申込みの取下げ）

- 第12条 前条第1項の決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）又は個人は、当該通知に係る助成金の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、申込みの取下げをすることができる。
- 2 取下げを行う交付決定団体・個人は当該通知を受けた日から30日以内に豊中市文化芸術振興助成金取下げ申込書（様式第7号）を提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項による取下げ申込書が提出されたときは、豊中市文化芸術振興助成金取下げ受理通知書（様式第8号）により、その旨を通知するものとする。
 - 4 2項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（計画書等の変更）

- 第13条 交付決定団体又は個人は、第9条各号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市に相談しなければならない。
- 2 相談後、変更手続きをする場合は、豊中市文化芸術振興助成金交付決定事業（計画書/予算書）変更申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合はこの限りではない。
 - 3 市長は、前項の変更申込書の提出を受けたときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。
 - 4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要性が生じたときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。
 - 5 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市文化芸術振興助成金交付決定事業変更決定通知書（様式第10号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

6 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(決定の変更)

第14条 市長は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市文化芸術振興助成金交付決定事業変更決定通知書（様式第10号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定団体又は個人が、次の各号のいずれかに該当するときは助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 当該決定において、偽りその他不正な行為があったと認められたとき。
- (5) 第16条各号の書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でない判断したとき。
- (6) その他特別の必要が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨（第20条の規定により助成金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市文化芸術振興助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 交付決定団体又は個人は、当該交付決定事業が完了したときは、交付決定事業が完了した日の翌日から起算して30日以内（当該交付決定事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の3月31日を越える場合は、3月31日まで）に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 豊中市文化芸術振興助成金実績報告書（様式第12号）
- (2) 豊中市文化芸術振興助成金交付決定事業決算書（様式第13号）
- (3) 豊中市文化芸術振興助成金事業出納簿（様式第14号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び通知)

第17条 市長は、前条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、豊中市文化芸術振興助成金交付額確定通知書（様式第15号）により、その旨を交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体又は個人は、通知を受けた日から2週間以内に豊中市文化芸術振興助成金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付時期）

第19条 助成金の交付は、第11条1項により助成金の交付を決定した事業（以下「交付決定事業」という。）の完了後に行うものとする。

（助成金の返還）

第20条 市長は、計画書等の変更又は決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更又は決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体又は個人に命ずることができる。

（事業報告会）

第21条 市長は、交付決定団体又は個人に対する助成の結果を公開し、交付決定団体又は個人と市民が意見を交換する機会とするため、公開の事業報告会を開催する。

2 交付決定団体の代表者等又は個人は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

（帳簿等の整備）

第22条 交付決定団体又は個人は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存しなければならない。

（指示及び検査）

第23条 市長は、当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体又は個人に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

（その他の事項）

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市活力部長が定める。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から実施する。

この要綱は、2020年3月24日から実施する。

この要綱は、2021年2月8日から実施する。

この要綱は、2022年2月17日から実施する。

この要項は、2023年2月20日から実施する。